

確定申告受付に関するお知らせ

那覇商工会議所 中小企業相談部

TEL098-868-3759

那覇商工会議所では会員事業所様を対象に、令和7年分の確定申告の相談受付を行います。当所にて確定申告をご希望の会員事業所様におかれましては、以下の内容をご確認いただき、ご相談にお越し頂きますようお願いいたします。

○受付期間 令和8年2月2日(月)～3月16日(月) 15:30まで

○受付時間 【午前の部】9:00～11:00 【午後の部】13:00～15:30

土日祝除く 2月11日(水)、2月23日(月)は祝日のため営業がお休みとなります。

○受付会場 那覇商工会議所(那覇市久米2-2-10 中小企業振興会館3階)

※駐車場はございません。ご来所の際、有料パーキングまたは公共交通機関をご利用ください。

○重要事項

・那覇商工会議所での電子申告受付は3月13日(金)午前中迄となります。

※3月13日(金)～16日(月)15:30までの期間中は紙申告のみ受付(控除額が変わります)となりますので、ご注意ください。

・3月2日(月)～13日(金)は特に混み合います。2月中の申告相談をお勧めしております。

※当日受付枠が埋まった場合は、受付をお断りさせていただきます。

・ご相談は当日受付制(先着順)となります。

○持参書類について

※書類不備・不足があると申告受付ができません。

※必要書類は各個人で異なるため、該当する必要書類は十分にご確認ください。

【所得税】

- 令和7年分確定申告のお知らせ(税務署から届いた青色通知ハガキ)
- 過去2年分(令和5年・6年)決算書・確定申告書(所得税・消費税)控
- 令和7年分の売上・仕入・経費・棚卸・家事消費等の1年分を集計したもの(例:集計表、経営管理ノートなど)
- 令和7年中に支払済10万円以上の設備工事・備品・機械・車両等の明細が分かるもの
※帳簿や領収書などを基に集計を行い事前に作成して来てください。
※帳簿等の必要書類はあらかじめ印刷してご持参ください。
- 事業所得の他に収入(給与所得、不動産所得、年金など)源泉徴収票や支払調書等
※受付不可の所得区分もございます。申告対象は、事業・不動産所得のみとなります。
- 国民健康保険・国民年金・小規模企業共済等の領収書・払込証明書
- 生命保険料(一般・介護・個人年金)、地震保険料等の控除証明
- 令和7年中に支払った医療費の領収書または医療費のお知らせ
※保険金等で補填された場合、その補填金額が分かるものもご持参ください。
- マイナンバーカード又は通知カード(申告者・配偶者・扶養親族も必要)



※通知カードの場合は事業主の本人確認書類も追加（運転免許証・パスポート等顔写真の記載があるもの）

- 銀行印、通帳（還付先の登録が必要な方）
- 国・地方公共団体から支給された課税対象となる補助金・助成金・支援金などの振込通知書等（入金額が帳簿等に記載されているもの）
- 配偶者の今年分所得が分かる書類（配偶者控除額の算定が必要な方は源泉徴収票）
- 特定の基金に対する負担金の必要経費算入に関する明細書（倒産防止共済加入者のみ）
- 扶養や配偶者、寡婦、寡夫、勤労学生、障がい者控除の確認

※該当するものがあれば、扶養家族の氏名、生年月日、所得（源泉徴収票）等

※扶養家族に障がい者がいる場合、障がい者手帳または要介護（支援）者であることの通知書や認定書

- 住宅ローンの年末残高証明書、住宅借入金等特別控除額の計算明細書（住宅借入金等特別控除対象者）

※住宅ローン控除の初回申告者は税務署にて申告を行ってください。

- ふるさと納税などの寄付金受領証明書、各種控除に必要な証明書
- 予定納税金額の確認ができる書類等（原則前年の所得税額15万円以上の場合）
- 所得金額が400万円を超える申告は受付出来ません（各自税務署での申告をお願いします）

※上記以外に別途書類を求める場合もあります。ご不明な方は事前にお問合せください。

【消費税】

各勘定科目（売上・経費）の消費税率別（軽減8%・10%等）ごとに支払金額を集計した内訳書

- 経費毎の消費税区分金額を集計した帳簿、課税取引金額計算表など（消費税申告がある方）

※旧経営管理ノートをお持ちの方は、「課税取引金額計算表」の様式が異なります。以下のURLより該当資料をダウンロードしてご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/shohi/06.htm>

→消費税及び地方消費税の申告書・添付書類等 各種計算表の様式（個人事業者用）

→課税取引金額計算表（事業所得用）(PDF ファイル)→課税取引金額計算表（不動産所得用）(PDF ファイル)

○各種様式・掲載元

>> 国税庁 確定申告等の様式・手引き等 ダウンロード

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r07.htm>

>> 消費税及び地方消費税の申告書・添付書類等

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/shohi/06.htm>

>> 国税庁インボイス制度特設サイトはこちら

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

>> 国税庁 税務相談チャットボット

https://www.chat.nta.go.jp/?utm_source=ntahome_chatbot

○税理士による個別相談会（銘苅祐一税理士）

2月19日（木）13:30、14:30（60分・2枠）

2月25日（水）13:30、14:30、15:30（60分・3枠）

3月 4日（水）13:30、14:30（60分・2枠）